

# 分散型ファイル交換ソフト提供事業者の著作権侵害責任を巡る連邦最高裁判決(Grokster事件)

中 崎 尚\*

**抄 録** Napsterと異なり中央サーバをもたないことを理由に下級審で勝訴していたGroksterが連邦最高裁判所でエンターテインメント業界に敗訴したことで、世界的なファイル・シェアリング・ソフト規制への潮流が事実上固まったのみならず、20年間維持されてきたソニールールに影響が及ぶ可能性が盛んに議論されつつある。本稿では、ファイル・シェアリング・ソフトの概要をまず説明した後、本最高裁判決に密接に関連すると思われるBetamax事件、Napster事件、Aimster事件を概観し、同ルールの再検討を求める声が高まった経緯を述べた。これらをふまえた上で、最高裁判決の重要部分の訳を示すとともに、誘引ルールを中心に判示事項を分析し、ソニールール、寄与侵害責任及び代位侵害責任との関係を明らかにしようと試みた。そして上記分析をもとに、現時点で考えられる事業者が留意すべき点、日本国内の議論への影響を検討した。

## 目 次

1. ファイル・シェアリング・ソフトとは
2. 最高裁判決に至るまでの経緯
  2. 1 提訴から最高裁判所の審理に至るまで
  2. 2 法廷外の動き
  2. 3 最高裁判所における審理
3. 何が争点だったのか～Betamax事件、Napster事件、Aimster事件との関係～
  3. 1 Betamax事件との関係
  3. 2 Napster事件
  3. 3 Aimster事件
  3. 4 ソニールールの再検討の必要性
4. 連邦最高裁判所判決における判示事項
  4. 1 見解の不一致
  4. 2 ソニールールに正面立って再検討を加えることの回避
  4. 3 著作権法の世界への誘引ルールの導入
  4. 4 誘引意図の徴表
5. 判示事項の検討
  5. 1 本事件の帰趨
  5. 2 誘引ルールとは
  5. 3 山は動いたのか
  5. 4 誘引ルールと寄与侵害責任・代位侵害責任、ソニールールの関係

5. 5 事業者の留意すべき点
6. 日本国内の議論への影響
  6. 1 Winnyほか分散型ファイル・シェアリング・ソフト提供事業者の責任
  6. 2 立法の動向

## 1. ファイル・シェアリング・ソフト<sup>1)</sup>とは

本稿でファイル・シェアリング・ソフトとは、ネットワーク上で電子ファイル（「ファイル」）を交換ないし共有する（「シェアする」）ソフトウェアをいう<sup>2)</sup>。ファイル・シェアリング・ソフトは、ファイルの検索機能をファイル・シェアリング・ソフト提供事業者の運営する中央サーバが集中的につかさどっているか、ネットワーク上の端末がそれぞれ分担しているか、で“centralized”（中央集積型、中央管理型）と“decentralized”（分散型、非中央管理型）に大きく分けられる。“centralized”の代

\* 弁護士 Takashi NAKAZAKI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表例がNapster, “decentralized “の代表例がGnutellaと言われる。分散型はさらに、検索機能をネットワーク上の各端末に完全に分散させてしまう完全分散型(例:Gnutella)と、検索の効率性を重視してネットワーク上の不特定の一部の端末に委ねる中間類型<sup>3)</sup>(例:KaZaA)に分類可能である<sup>4)</sup>。しかしながら、①ファイル・シェアリング・ソフト提供事業者の法的責任の有無を議論するに際しては、交換可能なファイルのインデックスを事業者の用意する中央サーバが保持しているか否かが、大きな分水嶺とされるのが従来の議論の流れ<sup>5)</sup>であり、②本最高裁判決においてもことさらに中間類型を区別した法的議論がなされなかったことを踏まえ、本稿では分散型はひとまとめにして取り扱う。

## 2. 最高裁判決に至るまでの経緯<sup>6)</sup>

### 2.1 提訴から最高裁判所の審理に至るまで

Grokster事件は、それまでScour, Napster, Aimsterとファイル・シェアリング・サービスを停止させることに成功してきた映画会社・音楽出版社等が、Napsterとは異なる分散型ファイル・シェアリング・ソフトを頒布<sup>7)</sup>する事業者のサービスを停止させるべく2001年10月にStreamCast Networks(提訴当時は旧名のMusicCity Networks), Grokster他各社を相手方として、訴えを提起した初めての事案である。しかしながら、著作権者側の期待に反し、2003年4月25日のカリフォルニア州中部地区連邦裁判所の略式判決<sup>8), 9)</sup>、2004年8月19日の第9巡回区連邦控訴裁判所の略式判決<sup>10), 11)</sup>は、Napsterと異なり、事業者の提供する中央サーバによってインデックス管理が行われていないことを根拠として、事業者は、エンドユーザによる著作権侵害につき、寄与侵害責任も代位侵害責任(3.2で後述)も負わないとする、著作

権者側を敗訴させる結論をとった。著作権者側は、2004年10月に連邦最高裁判所に裁量上訴を申し立て、同年12月に最高裁判所において審理が行われることが決定した。

### 2.2 法廷外の動き

裁判闘争と並行して著作権者側は、ファイル・シェアリング・ソフトを使用した著作権侵害行為の蔓延を防止するために、ファイル・シェアリング・ソフトの個々のエンドユーザを提訴するキャンペーンを開始した<sup>12)</sup>。同時に、立法の世界では、ロビイスト活動を推し進めた<sup>13)</sup>。著名なものとしては、米司法省が著作権侵害者に対し民事訴訟を起こすことを認める法案“Protecting Intellectual Rights Against Theft and Expropriation (PIRATE) Act of 2004”(S. 2237)が上院を、インターネット上の著作権侵害行為に対する罰則及び連邦警察の捜査権を強化する法案“Piracy Deterrence and Education Act of 2003”(H.R. 4077)が下院を通過したほか、著作権侵害を意図的に誘発する行為を違法行為として取り扱うことで、ファイル・シェアリング・ソフト提供事業者を狙い撃ちにしたと言われる法案“Inducing Infringement of Copyrights Act of 2004”(S. 2560) (“Induce Act”)<sup>14)</sup>が提出された。これらは結局成立までに至らなかったが、同じネットワーク上の著作権侵害行為対策の一環として“Family Entertainment and Copyright Act (FECA) of 2005”(S.167, H.R. 357)<sup>15)</sup>が2005年4月下旬に発効している。

### 2.3 最高裁判所における審理

裁量上訴受理決定の前後を通じて、著作権者側、ファイル・シェアリング・ソフト提供事業者側それぞれの利益を代弁して、各種業界、法曹、消費者、宗教、研究者、アーティストその他多種多様な利害関係者からamicus briefが提

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

出されるなど判決の帰趨に各界の注目が集まっていた<sup>16)</sup>。

2005年3月29日に開かれた口頭弁論において、裁判所からは、後述する誘引ルール<sup>17)</sup>への言及のほか、「違法行為に使用されるからといって、技術自体を禁じていたら技術は育たない。」「エンドユーザが〔ファイル・シェアリング・〕ソフトをどのように使用しているか〔事業者は〕当然知っているべきところを知らないというのは、意図的な無視（willful ignorance）ではないか」等のコメントが出され、本最高裁判決の予兆が示されていた<sup>18)</sup>。

### 3. 何が争点だったのか～Betamax事件、Napster事件、Aimster事件との関係～

#### 3. 1 Betamax事件<sup>19)</sup> との関係

本事件が衆目を集めた最大の理由は、デジタル・コピーが一般化してから、最高裁判所において初めて、Betamax事件最高裁判決で示された後述するソニールールの是非が真正面から争われたケースだからである。デジタル技術の進歩の結果、著作権法上の保護を受ける著作物の複製・頒布は著しく容易になり、エンドユーザは幅広くその恩恵を享受できるようになってきた。と同時に、著作権侵害行為の技術的なハードルも同時に下がってきた。このため、著作権法上の権利を行使して収益を上げてきたエンターテインメント業界は、音楽レコード・CDの売上、映画の興行収入その他諸々、収益が悪化した原因を、著作権侵害行為の横行に求め、あるいは、著作権侵害行為を可能にするような技術・ソフトウェア・機器が開発・販売された段階で、著作権侵害のおそれがあるとして、複製・頒布を容易にする製品を提供する事業者を相手取って頒布・販売の差止ないし損害賠償を求めて、法的手段に訴える戦略を展開してきた。

その戦略上、とりわけGrokster地裁判決で敗訴して以後、エンターテインメント業界は、ソニールールの見直しを主張してきた。

他方、デジタル業界では、ソニールールが見直されることがあれば、本事件の当事者であるファイル・シェアリング・ソフト提供事業者が映画会社・音楽会社等に対して負う責任にとどまらず、広くデジタル業界全体がエンターテインメント業界（著作権者）に対して負う責任に影響しかねないと深刻かつ真剣に危惧されていた。エンドユーザ間でも、判決内容次第では、MP3プレイヤー、HDDレコーダー、オンライン・ミュージック・ストアの使用者・利用者など、幅広い範囲のデジタル機器のエンドユーザに（料金の値上げを含む）影響が及びかねないと懸念されていた。

後述するソニールールとは、分かり易く言えば、「コピー機が違法なコピーに使用される場合でも、そのコピー機が合法的なコピー用途にも実質的に使える製品であれば、製造者・頒布者が、コピー機が違法コピーに使われたことだけを理由として直ちに責任を問われることはない」すなわち、もっぱら違法な用途しか存在しないような製品でない限りは、原則、合法的に製造・頒布できるとするルールである。同ルールにより、複製・頒布を容易にする製品を提供する事業者に一定のsafe harborが認められ、技術的なイノベーションに大きく貢献したと言われる。

Betamax事件の流れとしては、まず、Sonyの家庭用VCRが著作権を侵害する可能性ありとUniversal City Studios (Universal) 及びWalt Disney Productions (Disney) が指摘し、同機器を使用して著作権を直接に侵害した個人だけではなく、同機器を製造・販売するSony・卸売業者・広告代理店・小売店にも寄与侵害もしくは代位侵害責任又は直接侵害責任

があると主張した。

第一審のカリフォルニア中部地区連邦地方裁判所判決（1979年）は、エンドユーザが家庭用VCRによりテレビ放送された著作権法上の保護を受ける著作物を録画・録音する行為はフェア・ユースであって、原告の著作権を侵害するものではなく、Sonyらは寄与侵害責任、代位侵害責任、直接侵害責任のいずれも負わないと結論づけた<sup>20)</sup>。ところが、上級審である第9巡回区連邦控訴裁判所は、地裁判決をほとんど全部の論点について覆す判旨を展開し、家庭用VCRの使用はフェア・ユースの範囲を超え著作権を侵害するものであり、Sonyらは寄与侵害責任を負うと判示し、損害賠償額を決定させるため、事件を地方裁判所に差し戻した（1981年）<sup>21)</sup>。これを不服としてSonyらが連邦最高裁判所に申し立てた裁量上訴申立が認められ、当時の連邦最高裁判所は自ら、次のように判決を下した（1984年）<sup>22)</sup>。

当時の連邦最高裁判所の多数意見は、代位侵害責任については「自分の販売した装置を買った顧客が著作権法上の保護を受ける著作物を無許諾でコピーするかもしれないということについての被告の推定される故意」のみでは責任を負わせることはできないとした。寄与侵害責任については、特許法における「実質的に非侵害的な使用に適した主要な商品ないし物品」については寄与侵害責任を認めないとするいわゆる「一般的な用途を備える商品」の法理<sup>23), 24)</sup> (staple item of commerce) が援用され、「特定の侵害の事例を実際に知り (knowledge), かつそれを知ったうえでとるべき行動をとらなかったのではない限り、著作権を侵害しない用途での使用が実質的に (substantial) 可能な商業製品の頒布は寄与侵害責任を生じさせることはない」として (ソニールール), Universal及びDisneyの主張を認めた控訴審判決を自ら破棄した。

この破棄された控訴審判決は地裁判決の事実認定を覆したわけではなく、フェア・ユースの適用基準について異なる解釈を展開して、正反対の結論に至ったものであるが、最高裁判決は、寄与侵害責任の成否については、「一般的な用途を備える商品」の法理を援用して、Betamaxが商業的に重要な非侵害使用に供することができるか否かにかかるとした上で、家庭用VCRによる非商業的なタイム・シフトがフェア・ユースの範囲内すなわち非侵害使用といえるか否かを検討した。

Betamax事件最高裁判決は「技術は中立」という原則を築き、以後、フェア・ユースへの該当の有無を判断する際の基準となってきた。

Grokster事件の地裁判決、控訴審判決もともに、Betamax事件最高裁判決を引いて、Groksterを勝訴させる略式判決を下した。Groksterは、著作権侵害を目的とした製品ではないことと、実際にパブリックドメイン作品の配布などに利用されていることを根拠に、自社ソフトが「一般的な用途を備える商品」に該当するものと裁判所を納得させることに成功した。

### 3. 2 Napster事件<sup>25)</sup>

Napsterは中央集積型のファイル・シェアリング・ソフトであるにもかかわらず、分散型であるGroksterの事業者責任を論じる際の比較の対象とされてきた。その理由は、Napsterが、ファイル・シェアリング・ソフト提供事業者の責任が正面から問われた初めての事例だったためである。

米国著作権法下では、直接侵害行為を行っていない者の著作権侵害責任を根拠づける法理として、寄与侵害責任法理、代位侵害責任法理が認められている。Napster事件控訴審判決は、代位侵害責任について、Napsterでは事業者の運営する中央サーバによりネットワーク上のフ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ファイルのインデックス管理が行われており、著作権を侵害するエンドユーザを排除する等のコントロールが可能だったこと、著作物に対価なしでダウンロードできることがNapsterの広告収入を押し上げていたことを認定して、①直接の侵害行為を監督する権限及び能力（right and ability to supervise）及び②経済的利得（financial benefit）が認められるとして、これを肯定した。また、寄与侵害責任についても、上述のようにNapsterでは事業者がエンドユーザによる直接の侵害行為をコントロールすることが可能だったこと、Napsterでは著作権者からの度重なる警告により著作権を侵害するファイルがネットワーク上でシェアリングされている事実について事業者には十分な認識があったことを認定して、①直接侵害（direct infringement）の存在、②直接侵害の認識（knowledge）及び③直接侵害への重要な関与（material contribution）が認められるとして、これを肯定した。

他方、Grokster事件では、代位侵害責任については、地裁判決・控訴審判決はともに、Napster事件と異なり、事業者の運営する中央サーバによるインデックス管理がないため、エンドユーザによる著作権侵害行為を監督する能力が事業者に欠如しているから、right and ability to superviseをみたさないとして、これを否定した。また、寄与侵害責任についても、地裁判決・控訴審判決ともに、上述のように事業者は監督能力が欠如しているから、material contributionが認められないとして、これを否定した。Napsterと結論を違えた根拠を、Napsterと異なり、事業者が提供する中央サーバによりインデックス管理がなされていない事実を求めたことについては、どのようなファイルがシェアリングされているのかソフト提供事業者からも把握できないシステムを盾にとって、意図的にエンドユーザの著作権侵害行為に

寄与するものと評価されることを免れ、かつ、それらへの監督機能を有することを避け、寄与侵害責任及び代位侵害責任を免れようとするものの是非についての検討が足りないとする批判が生じていた。

### 3. 3 Aimster事件<sup>26)</sup>

Aimster事件はNapsterと同じく中央集積型のファイル・シェアリング・ソフトについて、サービス停止を求める仮処分が認められた事案である。中央集積型であるにもかかわらず、分散型であるGroksterの事業者責任を巡る議論の過程で取り上げられることが多い理由は、①システム構造は異なるものの、システム設計上、ファイル・シェアリング・ソフト提供事業者が具体的な侵害を認識することができない点でGroksterと共通しており、かつ、②かかる具体的な侵害を認識できず事業者によるコントロールがエンドユーザによる著作権侵害行為に及ばないシステムであるとの前提に立って、寄与侵害責任及び代位侵害責任を負わないと事業者が主張した、さらに③かかる主張を受けて、審理を担当した第7巡回区連邦控訴裁判所が、Betamax事件最高裁判決について、Grokster地裁判決及び控訴審判決とは異なる解釈<sup>27)</sup>に立脚してエンターテインメント業界を勝訴させる結論を導いてみせたことが判決文より読みとれるためである。

同裁判においてAimsterは、Betamax事件最高裁判決は、擬制的認識（constructive knowledge）だけでは寄与侵害責任を問うことはできないとしたと理解すべきであるから、具体的な直接侵害を認識し得ないファイル・シェアリング・ソフト提供事業者は寄与侵害責任を負わないと主張した。かかる主張に対し、第7巡回区連邦控訴裁判所は、暗号化技術を使用しているから認識がないというのは、寄与侵害責任を免れるために意図的に事実から目を背けている

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

にすぎないので、認識がある場合と同視できるとしてAimsterの主張を退けた。すなわち、同裁判所は、侵害の擬制的認識（「現実の認識」ではなく）があったことをまず前提として認定した上で、「実質的な非侵害的な使用」の存在を立証できなかったAimsterの寄与侵害責任を認めたものである<sup>28)</sup>。同裁判所は「非侵害的な使用」が「どの程度ありそうか」が重要であるとも判示した<sup>29)</sup>。

### 3. 4 ソニールールの再検討の必要性

以上より、Grokster控訴審判決とAimster控訴審判決とは、①寄与侵害責任の要件である「認識」としてどの程度具体的であることが必要か、②ソニールールにいう「実質的な非侵害的な使用」についてその有無のみならず程度問題も検討対象とされるべきか、について異なる見解に立脚するものと理解される。

すなわち、3. 1で述べたようにデジタル・コピーが大衆化・容易化して著作権侵害が一般化・大規模化した結果、3. 2, 3. 3で記述したように連邦控訴裁判所間でもソニールールの具体的適用場面において解釈の差異が顕在化するに至った。その結果、20年前の同ルールをそのまま単純に適用し続けてよいのか、それとも同ルール自体見直す必要があるのか等、連邦最高裁判所が何らかの判断を示すよう求める声が高まった。

## 4. 連邦最高裁判所判決における判示事項<sup>30)</sup>

### 4. 1 見解の不一致

本最高裁判決の最終的な結論は裁判官全員一致であるが、実際には、Souter判事の執筆した法廷意見の他に、Ginsburg判事の執筆した補足意見、Breyer判事の執筆した補足意見が公表されており、相当の議論を経て結論に至った

ことがうかがわれる。

Ginsburg判事補足意見は、Grokster事件はBetamax事件と全く状況は異なっていて、フェア・ユースを見いだすことはできないし、著作権を侵害しないような用途に関して提出された証拠も事例を示すに過ぎない。地裁判決も控訴審判決も「実質的な非侵害的な用途」の存在を認定するに際して、ファイル・シェアリング・ソフト提供事業者側が提出した宣誓供述書に頼り切ってしまったものであると論難する。さらに、Groksterらのソフトによって、著作権を侵害することなく、複製されたファイルの絶対数が多いとしても、それだけでは実質的に非侵害的な用途に供されているとはいえない、なぜなら、単純にシェアリングされているファイルの総数が莫大であるから、非侵害的な使用も一定数あるだけなのかもしれないからだ、とも指摘して、「実質的な非侵害的な用途」の存在は認められないとした。

逆に、Breyer判事補足意見は、Groksterタイプのファイル・シェアリング・ソフトの非侵害的使用については、将来の意義ある市場の存在は明らかであり、現状の10%と推定される非侵害的な用途をあわせれば、Betamax事件で示された基準を満たすに十分であると結論づけた。その上で、同補足意見は、本件における問題は、Betamax事件の基準を修正すべきか否か（MGMの要求）、もしくはBetamax事件の判旨をより厳密に解釈すべきか否か（Ginsburg判事補足意見のアプローチが実質的にはこれに相当すると思われる）であると示す。その要否の判定基準として、特に、(i) Betamax事件判決の基準で新しい技術の保護は機能してきたか、(ii) 機能してきたのであれば、この段階で基準を修正したり、厳格に解釈したりすることは新しい技術への保護をひどく弱体化させることにならないか、(iii) 弱体化させるのであれば、新しく又は必要な著作権関連の便益は、そのよ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

うな技術保護の弱体化よりも重要か、の3点をポイントとして示し、とりわけ (iii) については、著作権者側は、既に実践しているように、エンドユーザ個人々人を提訴することも可能であり、技術的な対応もとれ、さらにGroksterのような“device”<sup>31)</sup>の提供者に対しても、誘引ルールに基づき責任を追及することもできる、また司法よりも立法的解決の方がよりバランスがとれる等種々の理由を示し、基準の修正・解釈変更の必要はないと結論づけた。このように地裁判決、控訴審判決で中心的な論点として争われてきた、Groksterらの提供してきたファイル・シェアリング・ソフトについて、Betamax事件で示された「実質的な非侵害的な用途」が存在するか否かについて、両補足意見は真っ向から対立している。

しかしながら、法廷意見は、全裁判官一致で出されている。これは、法廷意見では、「実質的な非侵害的な用途」が存在するか否かについては敢えて結論を示すことなしに、別個の観点からのルールである誘引ルールを特許法から借用し、これを適用することで本事件を控訴審裁判所に差し戻すという結論を導く理論構成がとられたためである。誘引ルールがソニールールと如何なる関係に立つかの検討は、5. 4で述べる。

#### 4. 2 ソニールールに正面立って再検討を加えることの回避

法廷意見は、「対立関係にある、著作権保護を通して創作を支援すべきという価値観と〔著作権〕侵害責任を限定することにより技術的イノベーションを促進すべきという価値観の間の緊張関係」をメインテーマと定義づけた上で、「広く利用 (share) されている製品が著作権侵害を侵すために使用されている場合、全ての直接侵害者に対して著作権で保護された作品の権利行使を効果的に行うのは非現実的であり」

「唯一の実践的な代替策は製品を頒布する者の寄与侵害責任又は代位侵害責任にもとづく二次的責任を問うこと」しかないとして、Groksterのような著作権侵害に使用可能な“device”を提供する事業者の責任を検討する必要性を謳っている。

続けて、法廷意見は、Betamax事件について、「Sonyが著作権を侵害するような録画を誘発する (bring about) ことを目的としていた、又は非合法的録画行為から利益を増加させる積極的な手段をとっていたことをうかがわせる証拠は存在していない……上記の事実からすると、著作権を侵害するような使用を〔Sonyが〕助長する意図を明言したことないし暗示していたことをうかがわせる証拠は存在しないから、〔Sonyに〕責任を課すための根拠として唯一考えられるのは、〔購入者のうちの〕いくらか (some) は著作権を侵害する用途で使用するであろうと知りながらVCRを消費者へ販売したことにより、著作権の寄与侵害を行っているとする寄与侵害責任論だけであった。……しかし、VCRは『商業的に重要な (significant) 著作権を侵害しない形態での使用が可能』であるから、その頒布〔販売〕のみを根拠として、製造業者の責任を問うことはできないと〔当時の〕最高裁判所は判示した」と指摘する。

法廷意見は、控訴審裁判所がBetamax事件判決の判旨を「製品 (product) について実質的な (substantial) 合法的な使用が可能である場合は、製造者は第三者の侵害使用に対して寄与侵害責任を負わない」と解釈したことを非難した上で、Betamax事件判決は、二次的責任を根拠づける他の理論を否定するものではないので、今回、Groksterらの責任を5. 2において詳述する誘引ルールによって根拠づけるにあたっては、同判決のルールを見直す必要はないとして、同ルールの見直しに踏み込むことを避けた。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### 4. 3 著作権法の世界への誘引ルールの導入

法廷意見はGroksterらの責任を裏付ける前提理論として、「侵害用途に使用可能であるという特徴を製品が有していること若しくは使用可能であるという事実を知っていること以上の事実を示す証拠がある場合、又は、侵害の促進に向けられた声明若しくは行為があったという事実を示す証拠が存在する場合には、Betamax事件の『一般的な用途を備える商品』のルールによって、責任が排除されるものではない。コモローにおいては、著作権侵害訴訟又は特許権侵害訴訟の被告が、『[権利を侵害するような用途]を予測するにとどまらず、広告宣伝により引き起こす(involve)』場合は、当該侵害について有責とされていた。過去の事件を経て発展してきたinducementのルール[誘引ルール]は今も不変である。権利を侵害するような用途を宣伝し、又は権利を侵害するような使用方法を教えるような、直接侵害を助長するためになされた積極的な行為の証拠は、その製品が侵害的な用途に使用されることについて肯定的な意図を示しており、被告がなにがしかの(some)合法的な用途に適する商品を単に販売するにとどまる場合に責任を問うことを躊躇する法の消極性を克服するものである。」と判示した。

もっとも、冒頭で自ら設定したテーマである、技術的イノベーションへの配慮も忘れていないことを示すかのように、「もちろん、我々は、通常の商取引を害したり、合法と違法の両方の潜在的な機能を有する技術の開発意欲をくじいたりすることは控えなければならない。したがって、Betamax事件判決において、VCRが侵害に使用されることについて製造者が認識していたにもかかわらず意図的な誘引侵害を認めなかったように、潜在的な侵害や実際の侵害的使用についての認識だけでは、頒布する者の責任を問うには十分ではない。また、製品の頒布

に伴う通常の行為、例えば、消費者に対し技術的サポートや製品のアップグレードを提供したりすること等自体でも、責任を問うには十分ではない。……誘引ルールは、目的的かつ不均な表現や行為の責任を問うことを前提とするものである。」と述べ、本最高裁判決の影響が不当に拡大するのを防ごうとしている。

### 4. 4 誘引意図の徴表

以上の検討を前提に、法廷意見は、MGMから提出された証拠が、Groksterらによる誘引意図を示すに十分なものか否かの検討にはいる。

「StreamCastが、Napsterと互換性のある(compatible) [ファイル・シェアリング・] ソフトのエンドユーザ向けのバナー広告を出し、同社のOpenNap<sup>320</sup> を選ぶよう働きかけた」ことや、「Groksterは、人気を特に博していて、著作権法上の保護を受けるファイルを提供できるという機能を売り込む趣旨のニュースレターをユーザに送っていた」り、「検索エンジンで『Napster』又は『無料ファイル・シェアリング』を検索しようとするPCユーザを自社サイトに誘導すべく、自社のウェブサイトにデジタルコードを挿入して、自社サイトにリンクされるようにしたことによって、Groksterは、旧Napsterを著作権を侵害するような用途で使用していたであろう多数の人々をして、旧Napsterと同様のファイル・シェアリング機能を提供しているのだと思わせた」ことによって誘引の意図が示されるとした。他方、StreamCastに関しては「旧Napsterのエンドユーザを引き込むことを狙っていたことを示す内部の通信記録や宣伝のデザイン」によっても、意図は補強されるとした。そして法廷意見は、「メッセージがやりとりされたか否かがポイントなのではない。誘引ルールにおけるメッセージの役割は、被告自身の発言によって、被告の不法な意図により、彼をして保護を求めるにふ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

さわしくない立場にあることを証明することにある」とも述べている。さらに、意図を示す証拠について特に注目に値する特徴として、次の3点をあげた。

「①Groksterらは、著作権侵害への需要の源泉として知られた、旧Napsterユーザから構成されるマーケットを満足させることを目的にしていることを自ら示している。旧Napsterユーザに対するサービスを提供するためのGroksterらの取り組みは、〔Groksterらの目的が〕侵害を助長することが、唯一ではないとしても、主要な意図であることを示すものである。」

「②Grokster, StreamCastのいずれもフィルタリング・ツール又はその〔ファイル・シェアリング・〕ソフトを使用した侵害行為を減少させる他のメカニズムの開発を試みようとしていない。第9巡回区連邦控訴裁判所は、これをしていないことについて、Groksterらはそのエンドユーザの行動を監視すべき独自の義務を負っていないから、侵害を助長する意図とは無関係であると見なした。しかしながら、この証拠はエンドユーザによる〔著作権〕侵害を意図的に助長していたことを強調するものである。」

「③Groksterらは広告スペースを販売し、その〔ファイル・シェアリング・〕ソフトが稼働しているコンピュータの画面上に広告を流すことによって金銭収入を得ている。当該ソフトが使われるほど、より多い広告が送られ、より高額な広告収入となる。〔ファイル・シェアリング・〕ソフトのエンドユーザが拡大することで頒布者の利益も拡大するため、Groksterらは、〔著作権を侵害する用途で〕大量に使用があるからこそ企業として商業的に成り立っている。この証拠単独で非法な意図を推論させるものではないが、その重要性は全体の記録の前後関係から明白である。」

上記は本事件固有の事情に基づく特徴を抽出した結果ではあるが、誘引侵害責任を問われた

事業者について、誘引侵害意図の有無を判断するに際して、①宣伝広告・内部記録にあらわれた営業戦略・事業計画、②侵害を排除する積極的な対策の欠如、③侵害の助長ないし放置による経済的利得への影響とりわけ経済的依存の有無が、今後目安として参照されることが予想される。上記を含め、事業者の留意すべき事項は5.5でも触れる。

法廷意見は、侵害を助長する意図と侵害に適した“device”の頒布が存在することを踏まえた上で、誘引侵害責任を成立させるもう一つの要件である“device”の受領者すなわちエンドユーザによる実際の侵害行為の存在については明らかだとして、Groksterらの誘引侵害責任を認めた。

## 5. 判示事項の検討

### 5.1 本事件の帰趨

本事件の審理は、最高裁判所から控訴審、さらに地裁へと差し戻されていた<sup>33)</sup>が、Groksterについては、和解が成立し、Groksterはサービスを停止した<sup>34)</sup>。

### 5.2 誘引ルールとは

米国特許法271条(b)項<sup>35)</sup>は、侵害の教唆(Active Inducement)をなして、特許侵害を惹起させた者に、侵害者と同様の責任を負わせる。立法過程における草案者のコメントにもあるように、多様な形態にわたる侵害教唆を同項でカバーしようとしたため、同項の文言は極めて簡潔なものになっているが<sup>36)</sup>、判例法上、Active Inducementの成立要件は①直接侵害(direct infringement)の存在、②特許及び自らが惹起する行為が特許を侵害する事実についての認識ないし意図(knowledge and intent)及び③他人を特許侵害行為に誘導する行為(inducing act)と整理することが可能である<sup>37)</sup>。

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

本最高裁判決は、これを「著作権を侵害するような“device”の使用を促進する目的をもって、“device”を頒布する者は、第三者により結果的になされた直接侵害について責めを負う。」と適用した。では同判決は個別の要件についてどのように検討したか。

① direct infringementについては、特許法上の取扱から特段の変容は見られない。

② 特許法上のinducing actは判例上、実施許諾(Licensing)、指示・広告(Instruction and Advertising)等直接侵害者に働きかける行為を広く含むとされる<sup>38)</sup>。本最高裁判決はさらに広く、直接侵害者にダイレクトに働きかけるわけではない事業者内部の通信記録にまで言及した。これは誘引意図の徴表として挙げたもので、本最高裁判決がinducing actとして捉えたのは、頒布行為そのものと解釈することが可能である<sup>39)、40)</sup>。

③ knowledge and intentについては、誘引の対象が、特許法では特定の特許権であるのに対して、著作権では特定を要しない点で異なる。加えて、著作権侵害を促進する意図・目的を要求しており、これは著作権の寄与侵害要件の認識(knowledge)が「一般的な用途を備える商品」の法理の援用がない限りは擬制的認識(「存在を知るべき合理的理由がある」)で足りるとされている点とは大きく異なる。

### 5.3 山は動いたのか

地裁判決、控訴審判決が連続してソニールールに基づきファイル・シェアリング・ソフト提供事業者を勝訴させた結論を最高裁判所が逆転させたという事実からは、一見、「対立関係にある、著作権保護を通して創作を支援すべきという価値観と〔著作権〕侵害責任を限定することにより技術的イノベーションを促進すべきという価値観の間の緊張関係」のバランスに対する司法のスタンスが大きく変わったようにも見

える。

敗訴したファイル・シェアリング・ソフト提供事業者側を支援する立場から論陣を張っていた団体の中には、「〔本最高裁判決〕以前は、古くさいビジネスモデルより新技術のほうに好意的だった法廷が、訴訟やコンテンツ権主張者の側にバランスを傾けてしまった」と本最高裁判決を痛烈に批判するものもある<sup>41)</sup>。

この点、繰り返しになるが、法廷意見脚注12に、「言うまでもなく、被告ら〔Grokster及びStreamCast〕の意図を立証するそれ〔フィルタリング・ツールを開発しなかったという事実〕以外の証拠がない場合、裁判所としては、問題の“device”が少なからぬ場合に著作権を侵害しない用途に用いられることが可能である限り、著作権侵害を防止する積極的な措置を講じなかったことのみをもって被告ら〔Grokster及びStreamCast〕に寄与侵害責任を負わせることはできないであろう。仮にそのような場合にも寄与侵害責任を肯定するとすれば、Betamax事件判決が認めたsafe harborを脅かしてしまうこととなろう。」とあるように、本最高裁判決は、あくまでソニールールを維持する姿勢を見せた。

判決直後の時期に出された論説のいくつかは、この点を強調し、技術イノベーションを推進する流れに働く萎縮効果は本最高裁判決が出される前に事前に心配されていたほどのものではないとした<sup>42)</sup>。

ただ、誘引ルールの適用基準が明確でない現時点では、デジタル業界の事業者が誘引ルールを根拠として著作権侵害責任を問う裁判を提起された場合、判決の予測にある程度の困難が伴うのは避け難いため、しばらくは萎縮効果が生じる可能性は否定できない。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 5. 4 誘引ルールと寄与侵害責任・代位侵害責任、ソニールールの関係<sup>43)</sup>

ここで改めて、誘引ルールとソニールールの関係を整理するに、本最高裁判決は、ソニールールは任・代位侵害責任の検討の場面でのみ考慮され誘引ルールの検討場面では考慮されないことを明らかにした。他方、判示事項からは、誘引ルールを寄与侵害責任内の特殊な取扱に止まると見るか、別個の責任法理として取り扱うべきか決するのは困難である<sup>44)</sup>。ただ、いずれにしる、誘引ルールが適用されてしまう限り、当該“device”が「一般的な用途を備える商品」に該当するか否かにかかわらず、事業者は著作権侵害を誘引した責任を問われることになった。

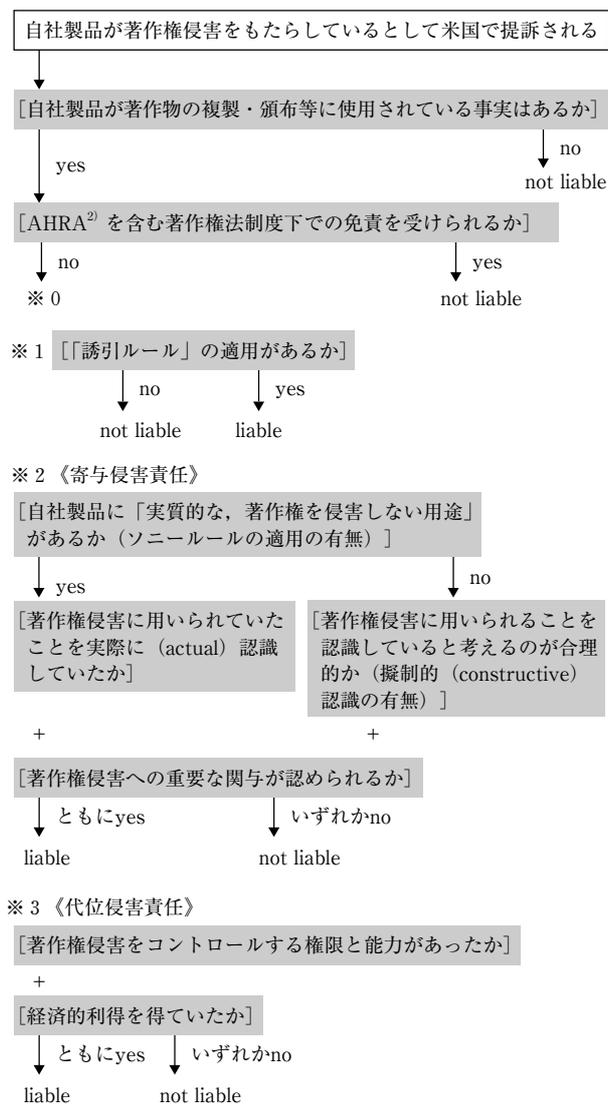
つまり、“device”を提供する事業者の著作権侵害責任が問われた場合、今後は、誘引ルールの適用の有無の検討を要し、適用があれば有責の結論となる。他方、従前通り、寄与侵害責任・代位侵害責任の有無の検討も必要で、寄与侵害責任の検討において、ソニールールの適用の有無の確認を要する。上記を含むフローチャートを右に掲げる。

著作権侵害に利用可能な“device”を提供する事業者が、著作権侵害責任を問われることを回避するためには、従前の寄与侵害・代位侵害の各責任法理に加え、誘引ルールを検討することが必須になった。

## 5. 5 事業者の留意すべき点

事業者が誘引ルールの適用を回避しようとする場合、著作権法上の誘引ルールではdirect infringementに利用可能な“device”の頒布行為自体がinducing actと認定されてしまう可能性があるため、事業者は残った要件であるunlawful intentを認定されないよう注意を払わねばならない。そして、unlawful intentは客観

フローチャート<sup>1)</sup>



※0から※1～※3のいずれにも進みうる。著作権者は主張を尽くしてくる可能性が高いため、Not liableの結論を得るためには、※1～※3全ての検討を要する。

- 1) ここでは誘引ルールを独立の責任法理とする見解と親和性の高い図を示した。誘引ルールを寄与侵害責任内に位置づける見解からは、前掲Sobelのように※1と※2の統合も考えられる。
- 2) AHRA=the Audio Home Recording Act

的な徴表事実から認定されることになるから、如何なる証拠から如何なる事実認定がなされて、その結果unlawful intentが認定されてしまうのかが事前に明確にされない限り、デジタル業界は誘引ルールによる責任を予め回避するのが困難になる。

しかしながら、本最高裁判決だけでは、今後

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

のデジタル業界による技術開発の指針，すなわち如何なる証拠から如何なる事実認定がなされ，unlawful intentが認定されてしまうのかの検証手段とするのには，材料不足である。差戻審を通じて，より詳細な基準が明示されるのが望ましいのは言うまでもないが，5. 1で述べたように，Groksterの手続は終結したため，ありうるのはStreamCastのみである。基準の具体化は，上記のように2004年以來，立法・行政において具体的な文言を巡って激しい議論が交わされてきたところであり，立法や行政による詳細な基準の提示が待たれるところである<sup>45)</sup>。

それでは，現時点では，侵害用途に使用される可能性を備える商品を提供する事業者はどのような点に留意すべきか。4. 4で述べたように，①著作権侵害を求めるエンドユーザをターゲットにするような営業戦略・事業計画は当然避けなければならない。②著作権侵害が常態化していることを認識しながら，これを排除する積極的な対策（フィルタリング）<sup>46)</sup>をとらずに手をこまねいているのも危険性が高い。もちろん，侵害を招く利用方法を示したり，第三者による侵害のモニタリングを排除するなどのもつてのほかである。③事業の収益構造についても，著作権を侵害する利用形態の増加が収益向上につながる仕組みは望ましくない。加えて，④社内文書も誘引意図の証拠として重視されることが明らかになった以上，不要な記録は控え，記録に残る通信については注意を払う必要がある<sup>47), 48)</sup>。

## 6. 日本国内の議論への影響

### 6. 1 Winnyほか分散型ファイル・シェアリング・ソフト提供事業者の責任

国内でファイル・シェアリング・ソフト提供事業者の責任が初めて裁判において正面から問われたのはファイルログ事件であり，現時点

まで判決が出ているのも唯一ファイルログ事件のみである<sup>49)</sup>。

ファイルログ事件控訴審判決<sup>50)</sup>では，①行為の内容・性質，②管理・支配の程度，③利益の状況を次のように認定して，いわゆるカラオケ法理<sup>51)</sup>から，ファイルログが著作権侵害の主体であると認定した。Napster控訴審の代位侵害責任に関する記述と似たところがある。

ファイルログは中央サーバでインデックスを管理する中央集積型だったため，分散型のファイル・シェアリング・ソフト提供事業者の責任について国内で判決は出ていない。仮に，分散型についても，上記3要件を踏襲しようとする，②管理・支配の程度要件を充足するのが大きな障害となるはずである。

本最高裁判決の影響として考えられるのは，上記3要件自体への影響ではなく，むしろ，カラオケ法理をさらに緩和した取扱をなす領域の創出を図る動きである。すでに例外的侵害寄与物と定型的侵害寄与物で異なる要件を課すべきとする議論<sup>52)</sup>があるが，カラオケ法理のさらなる拡張には慎重な検討が不可欠であるから，さらに緩和することを認める定型的侵害寄与物は相当限定して考える必要がある。立法による解決が不可欠と思われる。

### 6. 2 立法の動向

ファイル・シェアリングについては，平成17年5月31日文化審議会著作権分科会国際小委員会第二回のメインテーマとして議論された。同小委員会においては，エンドユーザによるダウンロード行為を，限定的ながら，著作権侵害行為として取り扱うことを明文で規定すべきとする主張も見られた。間接侵害からの救済も著作権分科会の具体的な検討課題とされている。同年8月4日付同小委員会中間報告書では，「間接的な侵害」に関する議論の動向の概略が記載されている。加えて，同年12月1日付同分科会

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

法制問題小委員会報告書案では、本最高裁判決に触れた上で、いわゆる「間接侵害」規定の創設の必要性について2007年を目途に議論を続けることが明記された。これらは、ファイル・シェアリング・ソフト提供事業者を含むデジタル業界の事業者の責任を巡る議論の方向性に多大な影響を与える内容が含まれる可能性がある。インターネットに様々な面でpaternalisticな規制をかけようとしている政府の現在の論調からすると、規制が強化される方向に働く可能性は高いと思われる。

### 注 記

- 1) “file sharing”に対応する日本語としては「ファイル交換」「ファイル共有」が存在する。使用されることが比較的多い「ファイル交換」では、エンドユーザがファイルを相互に交換する行為、とりわけエンドユーザのアップロード行為に焦点が当てられていて、分析的な視点が垣間見られる。これに比して“file sharing”ではエンドユーザがshareしている状態に力点が置かれており、アップロード、ダウンロードの各行為を分析的にとらえる発想は比較的弱いように見える。この表現の相違は、米国著作権法ではダウンロードのみでもフェア・ユースの範囲を超えれば複製権(reproduction right)侵害となることが明確にされているのに対し、日本国著作権法下ではダウンロードのみで、私的複製(著作権法第30条第1項)の範囲を超えて複製権侵害にあたるかは明確ではないとされており、少なくとも現時点の日本国著作権法の一般的な解釈論下では、エンドユーザの行為をより分析的な視点で見ていく必要性が高いという発想が無意識下で働いているものと思われる。

ただ、エンドユーザ間の交換という色合いを前面に押し出しているソフト(WinMX2.X)であっても、エンドユーザ間の共有という色合いを前面に押し出しているソフト(Winny)であっても、(エンドユーザ相互間の匿名性、特定性には差異があるものの、)完全体にしろ一部のキャッシュにしろファイルを保有する特定のエンドユーザの端末からネットワーク上にアップロードされ、これが特定のエンドユーザの端末に

ダウンロードが行われていることに変わりはない。日本国著作権法下では、「交換」か「共有」かの峻別はそれだけでは、アップロード側のエンドユーザの公衆送信権(著作権法第23条)、送信可能化権(同第92条の2、第96条の2)侵害の有無、ソフトを提供する側の責任の有無を直ちに結論づけるものではないので、本稿ではあえて訳さずに「ファイル・シェアリング・ソフト」と表記する。

- 2) ネットワーク上でファイルをシェアする方法としてまず考えられるのは、①1対1で直接にファイルを送受信する方法だが、個々人が持っているファイルには限りがあるし、誰が何を持っていてどんなファイルをダウンロードさせてもらえるのか一人一人について確認するのは事実上不可能に近い。②BBS、アップローダー上にファイルをアップロードし、これをダウンロードさせる方法を用いれば、不特定多数者が持っているファイルを出し合えるので比較的多数のファイルを集められるし、そのBBSやアップローダーあるいは決まった連絡場所に何のファイルがアップロードされているのか情報を掲示することで、どんなファイルをダウンロードできるのか比較的容易に把握することができる。しかし、エンドユーザがお目当てのファイルを探そうとする場合、方々のBBSやアップローダーを巡回しなければならない手間は、ある程度緩和されたとはいえ、依然として残っている。加えて、多数のファイルが一カ所に集中してアップロードされることになれば、ストレージ(アップロードしておく倉庫のようなもの)の準備・維持にコストがかかるし、著作権侵害を構成するファイル・シェアリングのためにストレージを提供すれば、著作権者の注意をひきやすい。これらの問題点の対策としては、ファイル検索を一元的に行えるようにするとともに、ファイルのやりとりをエンドユーザ間で直接行えるようにすることが考えられる。③ファイル・シェアリング・ソフトは、ファイルの検索機能及び、ファイルのやりとりを直接エンドユーザ間で行えるまでのお膳立てをつかさどる機能をもたせることで、上記各問題点を克服するに至った。結果としてファイル・シェアリング・ソフトでは上記の問題点の解消が図られることになったが、たとえばNapsterの開発者が同ソフト

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の原型を開発した主な動機は、誰がどんなMP3ファイルを持っているのか簡単に見つけられるようにしたかったため、とされている。

- 3) 中央サーバを擁しないものの、検索機能の効率性を考えて、ネットワーク上の端末のうち、接続速度・計算能力等に優れた端末を“super node”と称して、これらに検索機能を集中的に割り当てるタイプであり、代表例はFast Trackである。本件とのかかわりでいえば、Grokster, KaZaAがFast Trackを用いている。
- 4) 平成17年5月31日文化審議会著作権分科会国際小委員会第2回配付資料1ならびに拙稿「分散型ファイル共有ソフト提供事業者の著作権侵害責任を否定した米国判決(Grokster/StreamCast Networks事件)」AIPPI Vol.46, No. 7, pp.22~35を参照のこと。
- 5) 平成17年8月25日文化審議会著作権分科会国際小委員会中間報告V.2.(1)も中央管理型と非中央管理型の分類にとどめる。
- 6) 2003年4月25日の地裁判決以前の詳しい経緯については、前掲拙稿を参照のこと。
- 7) 米国著作権法でいう“distribute”は、日本国著作権法でいう「頒布」と異なり、複製物の頒布だけではなく、受信地で複製物が作成されることを目的として著作権法上の保護を受ける著作物を送信することも当該権利の対象に含まれるものと解されている。日本国著作権法下では「公衆送信権」「送信可能化権」でこの部分をカバーしている。
- 8) Metro-Goldwyn-Mayer Studios, Inc. et al. v. Grokster Ltd. et al., 259 F.Supp. 2d 1029 (C.D. Cal. 2003)
- 9) 同地裁判決の解説として、前掲拙稿のほか、作花文雄「Point of View/非中央管理型P2Pソフトの提供者の法的責任—米国『Grokster』事件第一審サマリー判決をめぐる論点—」コピーライト Vol.43, No.508, pp.43~59 (2003), 駒田泰土「ファイル共有ソフトを製造・頒布している者の著作権侵害責任を否定した米カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所判決 (2003年4月25日)」Law & Technology No.21, pp.134~138 (2003)。
- 10) Metro-Goldwyn-Mayer Studios, Inc. et al. v. Grokster Ltd. et al., 380 F.3d 1154 (9th Cir. 2004)
- 11) 同控訴審判決についての解説として、奥邨弘司「著作権の侵害的利用と非侵害的利用のいずれもが可能な機器・サービスの提供者に対する民事責任論の米国における動向」国際経営論集(神奈川大学経営学部) No.28, pp. 1~21 (2004), 芹沢英明「P2Pファイル共有ソフトの頒布が著作権の寄与侵害 (contributory infringement) や代位侵害 (vicarious liability) に該当しないとされた事例—Metro-Goldwyn-Mayer Studios, Inc. et al. v. Grokster Ltd. et al., 380 F. 3d 1154 (9th Cir. 2004)—」Law & Technology No.26, pp.128~133 (2004)。
- 12) 米国では被告の身元を特定しないまま訴訟を提起できるJohn Doeプロセスが用意されているので、日本と比較して提訴は容易である。ただ事業者を提訴する場合に比して多額のコストが発生するため、エンドユーザを被告とする提訴が本格化したのは、Grokster地裁判決での敗訴以後である。
- 13) 議員立法の盛んな米国では、このように裁判闘争と同時並行的に、裁判で勝訴するのと同等的あるいはそれを上回る効果を得べくロビイスト活動が進められることが多く、例えば後述するBetamax事件控訴審判決の翌日には、VCRの製造・宣伝・販売にたずさわる当事者を免責する法案がいくつも提出された。
- 14) Grokster事件第一審判決敗訴が著作権者側に与えた衝撃の大きさを如実に反映した結果なのか、Lee A. Hollaar “‘Sony Revisited,’ Revisited Another look at the paper that presaged Grokster and inducement liability” (2004年6月6日改訂分) に触発されたとされる同法案では、特許法のActive Inducementを変容させたIntentional Inducementを非合法化することで、ファイル・シェアリング・ソフト提供事業者に網をかけようとした。提案者はIntentional Inducementのみを非合法とするだけであり、Betamax事件最高裁判決がフェア・ユースとして取り扱った各種機器は除外されるので、同判決とは矛盾しないと主張した。Orrin G. Hatch “HATCH INTRODUCES BILL TO STOP INDUCEMENT OF CHILDREN TO COMMIT CRIMES” (June 22, 2004) しかしながら、Intentional Inducementの基準に不明な点が残るとして、ファイル・シェアリング・ソフトウェア業界にとどまらず、家電メーカーやインター

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ネットサービスプロバイダーからも強い反対を受けた。

上記S. 2560法案は具体的には、米国著作権法第501条に(g)項として、「(1)本項において、『意図的に誘発する』とは、意図的に援助し、教唆し、誘引し又は周旋することを意味する。なお、意図の証明は、活動が商業的な成功の面で侵害に依拠しているか否かを含めて、合理的な人間であれば、当該時点において行為者にとって合理的に入手可能な当該行為に関する全ての関連する情報に基づいて、侵害を誘引する意図を見出し得るような行為によって行うことができる。(2)第(a)項に特定される如何なる侵害であっても、意図的に誘因する者は、侵害者として責任を負う。(3)本項の定めは、著作権侵害に関する代位侵害責任及び寄与侵害責任の理論を、如何なる意味でも拡張ないし縮小するものではない。また、如何なる裁判所に対しても、著作権侵害に関する二次的責任を不当に差し控え、また課すことを求めるものではない。」を追加することを提案するものだった。

デジタル業界は2004年8月に対案として“Don't Induce Act” ([http://www.corante.com/importance/archives/Dont\\_Induce\\_Act.pdf](http://www.corante.com/importance/archives/Dont_Induce_Act.pdf)) を提出した。同法案は、デジタルネットワーク上で大規模な著作権侵害行為を行う目的で「特別に設計された」商用のコンピュータプログラムを頒布した者のみ、著作権侵害行為について法的責任を負うと定めるなど、S. 2560法案に比して責任の発生する範囲を著しく限定しようとした。

2004年9月に米著作権局 (U.S. Copyright Office) が示した修正案 (<http://i.i.com.com/cnwk.1d/pdf/ne/2004/copyright.pdf>) (最終参照日: 2005.11.14) (左記URLは下記news.comのURLからジャンプできる。なお、本項記載の各URLの最終参照日はいずれも同じである。) では、Inducementを、「それを受けた個人あるいは複数の人間が(著作権法違反行為に) 及ぶことが合理的に予期される、積極的かつ明白な(1つ以上の) 行為」と定義し((g)項(1))、具体的な行為を例示した((g)項(2))。加えて、“overt acts” に該当しない具体的な行為を列挙することで((g)項(3))、デジタル業界に一定の指針を示した。たとえば、ファイル・シェアリング・

ソフトに関連するであろう文言を引用すると、「当該技術が著作権侵害を目的として設計されていない限りにおいて、著作権侵害に使用されるかもしれないことを知りつつ、実質的(substantial) な著作権侵害に該当しない使用が可能な流布(dissemination) 技術を頒布(distributing) すること。」((g)項(3)(A))。

それでも、なお、「加入者氏名の開示を拒絶すれば『著作権保持者による著作権侵害者の身元特定の取り組みを“積極的に妨害”((g)項(2)(A)) した』ことに該当するのではないか」、「エンターテインメント業界からデジタル著作権管理(DRM) 技術を施した製品を購入しなければ、それは法案が求める『著作権侵害行為を防止するための合理的に実施可能な全ての是正措置』((g)項(2)(D)) を講じなかったことにならないか」等の疑問がデジタル業界からは呈された(<http://news.com.com/2100-1027-5345528.html>)。以上の詳細については、奥邨弘司「第108米国連邦議会に提案されたH.R.107法案とS.2560法案の検討」情報ネットワーク・ローレビューVol. 4, No. 2 (初稿提出時、未刊行のため、頁番号未定) (2005) において詳細な記述がある。

- 15) 本法は、「映画館でビデオカメラなどの機器を使った映画の録画」と「家庭向けビデオのリリース前に映画をオンラインで違法に公開」することを規制している。映画館内の違法録画及び、映画関係者が公開前の作品をファイル交換などに不正に流した場合の罰則が強化されている。本法はまた、映画会社が著作権侵害を主張して2002年にクリアプレイ社等ソフトウェア会社を提訴した際の根拠とされていた、DVDのフィルタリング技術の使用は著作権侵害に該当しないとした点でも注目されている。
- 16) amicus briefはamicus curiae (法廷助言者) から提出される意見書をいう。連邦最高裁に提出が認められたamicus briefを含む本事件の関連資料はEEFのウェブサイトよりダウンロード可能である。
- 17) Inducementの訳語として前掲奥邨AIPPIは特許法上は「誘導」、著作権法上は「誘因」とする。本稿では、ドナルド・S・チザム(竹中俊子訳、紋谷暢男監修)「英和对訳 アメリカ特許法とその手続 改訂第2版」p.403 (2000) 雄松堂にならって特許法上は「誘導」、文化審議会著作権分

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

科会国際小委員会中間報告にならって著作権法上は「誘引」とする。

- 18) 口頭弁論の音声・審理記録他の資料も、EEFのウェブサイトよりダウンロード可能である。
- 19) Sony Corp. of America v. Universal City Studios, Inc., 464 U.S. 417 (1984) 判決文全文の邦訳としては、黒川徳太郎翻訳・著作権シリーズ『ベータマックス』事件に関する合衆国最高裁判所の訴訟判決(1984)著作権資料協会がある。
- 20) 480F. Supp. 429 (C. D. Cal. 1979) 判決文全文の日本語訳としては、米川猛郎翻訳・著作権シリーズ「ベータマックス訴訟判決」(1982)著作権資料協会がある。
- 21) 659F. 2d963 (9th Cir. 1981) 土井輝生「ベータマックス訴訟が提起する著作権問題」ジュリストNo.762, pp.39~44 (1982), 「座談会」新しいマスメディアと著作権」土井発言ジュリストNo.765, pp.53~54 (1982), ハミッシュR.サンディソン(蒲野宏之訳)「ユニバーサル・シティ・スタディ会社対アメリカソニー会社事件における米連邦控訴裁判所判決」国際商事法務Vol.10, pp.78~79 (1982)。
- 22) 土井輝生「ベータマックス訴訟における米国最高裁判決」ジュリストNo.809, pp.69~73 (1984)
- 23) 米国特許法271条  
(c) 特許された機械、製品、化合物もしくは構成物、又は特許された方法を実施するうえで使用される原料もしくは装置であって、発明の要部を構成するものであり、実質的に非侵害的な使用に適する一般的な商品又は商業上の日用品でないものについて、それが当該特許の侵害となる使用のために特に生産され又は特に改造されたことを知りつつ、米国内における販売を申し出もしくは販売し、又は米国内に輸入する者は、寄与侵害者として責任を負うものとする。  
ヘンリー幸田「米国特許法逐条解説(第3版)」p.247 (1999) 発明協会
- 24) 他の日本語訳としては「主要商品理論」(前掲土井座談会発言ジュリストNo.765 pp.54), 「汎用品例外ルール」(前掲奥邨AIPPI pp.4) があてられる。
- 25) A&M Records, Inc. v. Napster, Inc., 239 F.3d 1004 (9th Cir. 2001)
- 26) In re Aimster Copyright Litigation, 334 F.3d

643 (7th Cir. 2003)

- 27) Grokster控訴審判決とAimster控訴審判決の比較の詳細については、前掲奥邨国際経営論集参照。
- 28) Aimster事件では頒布者の寄与侵害責任及び代位侵害責任が問われたが、第7巡回区連邦控訴裁判所は、寄与侵害責任のみを根拠として仮処分を妥当と判断できるとして、代位侵害責任については明確な結論を示さなかった。
- 29) Grokster控訴審判決脚注9は、「どの程度ありそうか」について、Aimster控訴審判決が寄与侵害責任の重要な要素として取り扱った姿勢を非難する。
- 30) 本稿における各判決の日本語訳の( )内は原文を参照する場合の便宜のため原語を並記したもの、[ ]内は原文の趣旨を損なわない限りで理解の促進を図るため筆者が補ったものである。
- 31) 「デバイス」「機器」等の訳語をあてた場合の、ハードウェアに限定されがちな印象を避けるため、本稿では原文の“device”の語を使用する。
- 32) Napsterのプロトコルと互換性を持つ、オープンソースのP2Pプロトコル又はこれを用いたソフトウェア、サーバを指す。日本ではWinMxが知られている。なかでもMusicCity.com (Stream Cast Networksの旧称)の運営していたOpenNapサーバは、検索対象データ量で、Napsterの最大値12テラバイトをこえる20テラバイトをも上回っていた。当時の報道記事として<http://news.com.com/2100-1023-256404.html?legacy=cnet>を参照。StreamCastはその後、RIAAから警告を受け、OpenNapプロトコルからFastTrackプロトコルに乗り換え、ソフトウェアMorpheusの提供を開始したが、本訴訟を提起された。なお、StreamCastはさらに乗り換え、現在のMorpheusはGnutellaプロトコルをベースとしている。
- 33) Metro-Goldwyn-Mayer Studios, Inc. et al. v. Grokster Ltd. et al., 2005 U.S. App. LEXIS 17145
- 34) RIAAの2005年11月7日付プレスリリースを参照。
- 35) 米国特許法271条  
(b) 特許権の侵害を惹起する者は、侵害者として責任を負うものとする。  
前掲ヘンリー幸田「米国特許法逐条解説(第3版)」p.247参照。
- 36) 同条(c)項で、幅広い侵害教唆のうち、もっとも

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 典型的な類型を規定し、その他を(b)項で処理しようとしたとされている。Chisum on Patents 17.04 [3], 前掲ヘンリー幸田「米国特許法逐条解説(第3版)」p.254参照。
- 37) Chisum on Patents 17.04 [1][2][4] 参照。近似の裁判例では例えば, Minnesota Mining and Mfg. Co. v. Chemque, inc., 303 F. 3d 1294 (Fed. Cir. 2002) (Aug. 30, 2002)。米国特許法271条の立法に至るまでの歴史的背景を含んだ詳細な解説はジャイルス・S・リッチ(訳註 松本重敏)「米国特許法における間接侵害の法理」ジュリストNo.497, pp.99~110(1972)を参照。
- 38) 特許法上のinducing actについて言及する近時の論文として岩瀬吉和「特許権侵害の教唆者に対する差止請求の成否—東京高裁平成17年2月24日判決及び東京地裁平成16年8月17日判決(原審)を題材にして—」AIPPI Vol.50, No. 7, pp.25~38(2005)。
- 39) 補足根拠として, 法廷意見脚注13では, 「責められるべき行為は, 単に侵害を助長したことではなくて, 侵害的使用を意図された道具を配布したことである」と述べられている。
- 40) 前掲ギブンス=三原p.1035参照。前掲奥邨AIPPI pp. 9~10は, 「配布行為自体を誘因と捉えることは, ……配布行為自体を差し止めることにもつながりかねず,」例えば, 配布される製品が実質的に非侵害的な用途を有しており, ソニールールでは救済されるであろう場合についても, 配布の差し止めを認めることの可否の検討の必要性を指摘する。そして著作権法における議論の前提として, まず, 米国特許法271条について「原則としては, 積極的誘導侵害の場合も汎用品の流通に特許権者の権利を及ぼすような差止め」を認めるべきではないとの見解を示す。続けて同p.11において, 結論として, 著作権法においても「原則として……差止めを認めるべきではな」とする。
- 41) Computer & Communications Industry Association (CCIA) のプレスリリースより。<http://www.cciainet.org/modules.php?op=modload&name=News&file=article&sid=590&mode=thread&order=0&thold=0>
- 42) 前掲城所及び前掲Pamela Samuelson。
- 43) 前掲奥邨AIPPI p.10は, 本最高裁判決はソニールールを「意図」を強調して意義づけているため, 将来的には同ルールそのものの意義付けを変容させるおそれがあると指摘する。
- 44) 詳細は前掲奥邨AIPPI p. 8~参照。誘引ルールに初めて言及した著作権侵害を巡る下級審判決(Monotype Imaging. Inc. v. Bitstream Inc., 376F. Supp. 2d 877 (ND III. 2005))を見ても, 解釈の難しさがうかがわれる。関連論点として, 寄与侵害のうちSony判決が手段提供型であるのに対し, 本事件を含むファイル・シェアリング・ソフトの判決が関与型である点は, Sony判決から本事件までを統一的理解の下で整理しようとする際には留意する必要がある。
- 45) 米国議会上院では2005年3月に, 知財改革担当として知的財産小委員会(Senate Intellectual Property subcommittee)が新設され, S. 2560法案提案者であるハッチ上院議員(Senator Orrin Hatch)が委員長職に就いた。もっとも, 本最高裁判決後, 米国著作権法局は二次的責任についてのさらなる立法措置は当面不要とする一方で, 合法的な音楽配信ビジネスのために米国著作権法115条の法定許諾を包括的取扱に変更すべきとの見解を示し, 関係者の関心が次の局面に移ったことがうかがわれる。実際にビジネス分野ではiTunes Music Storeの料金設定を巡るAppleとレコード会社の対立, レコード会社によるファイル・シェアリング・サービスの吸収等, 判決直後から活発な動きが見られる。
- 46) 前掲LATHAM&WATKINS p.6は, クリックオンライセンスを対策として掲げるが, たとえ予め警告をなしライセンスに同意させていたとしても, 侵害用途に用いられることが常態化していることを知ってなお放置していた場合に, 有効な対策をとっていたと認められるかは疑問である。cf. 代位侵害のケースだがRexnord. Inc. v. Modern Handling Sys., Inc., 379F. Supp. 1190 (D. Del. 1974)
- 47) ディスカバリ手続があるため慎重さが必要である。対策として弁護士・依頼者間の秘匿特権(attorney-client privilege)の活用が考えられる。
- 48) 前掲Hollaar(2005年8月20日改訂版)pp.20~, 前掲奥邨AIPPI p.15も参照。
- 49) 報道によれば, Winny作者が起訴されている著作権法違反幫助事件の刑事裁判は, 2005年6月に正犯2名の証人尋問が行われたが, 2005年年末まで, 月1回程度の公判日程が組まれており,

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

長期化の様相を見せている。現時点までの審理においては、弁護側が法解釈論争に持ち込もうとしているのに対し、検察側はあくまで事実関係の立証を進めている。Winny事件の解説は〈座談会〉パテントVol.58, No. 3, pp.106~122 (2005) が入りやすい。

- 50) 東京高判2005年3月31日、同判決についてはGrokster最高裁判決との比較を念頭においた紹介記事として筆者が執筆した“Japanese P2P file-sharing service infringes music copyrights, Tokyo High Court affirms” Entertainment Law Reporter November, 2005がある。
- 51) 著作権侵害の責任主体を規範的に拡張するいわゆるカラオケ法理の適用範囲はなお拡大しつつある。たとえば近時では、上記ファイルログ事件の他、ヒットワン事件（大阪地判2003年2月13日判時1842号120頁）、録画ネット事件（知財高決2005年11月15日）ほか。上記ファイルログ事件中間判決の評釈は前掲拙稿AIPPI注48参照。
- 52) 前掲 作花コピライトpp.54~参照。

なお、執筆時点で筆者が参照した本最高裁判決に関する評釈のうち、速報性が強いものとして城所岩生「ファイル交換ソフトによる著作権侵害 司法は技術中立性を貫け」日本経済新聞2005年7月12日朝刊、「知的財産関連の動向（1）P2Pに関する米連邦最高裁判決をめぐって」AIPPI, Vol.50, No. 7, pp.56~58 (2005)、井口加奈子「P2Pソフトウェアと著作権侵害—米最高裁MGM対グロクスター判決—」NBL, No.815, pp.4~6 (2005)、平野晋「インターネット法判例紹介86 MGM v. Grokster~セントラル・サーバーを用いないP2Pファイル交換ソフト頒布者であっても、著作権違反行為を導いていた

場合には有責であると連邦最高裁が判断~」国際商事法務 Vol.33, No. 7, pp.1006~1007 (2005)、John F. Hornick “Analysis of U.S Supreme Court’s Grokster Decision” (June 27, 2005)、同「インターネット法判例紹介87 MGM v. Grokster~P2Pファイル交換ソフト頒布者の責任に関する同意意見~」国際商事法務 Vol.33, No. 8, pp.1156~1157 (2005)、詳細な分析を加えるものとしてスティーブン・ギブンス=三原繁美「Grokster米連邦最高裁判決とWinny開発者事件をめぐる「意図」の関係」国際商事法務 Vol.33, No. 8, pp.1034~1039 (2005)、奥邨弘司「Grokster事件合衆国最高裁判所判決について」AIPPI Vol.50, No.10, pp.2~15 (2005)、Pamela Samuelson “Legally Speaking: Did MGM Really Win the Grokster Case?” 48 Comm. ACM (forthcoming Oct. 2005)、Lee A. Hollaar “‘Sony Revisited,’ Revisited Another look at the paper that presaged Grokster and inducement liability”, LATHAM&WATKINS Litigation Department “MGM v. Grokster: The Supreme Court Revisits the Parameters of Secondary Liability for Copyright Infringement” Client Alert Number 474, August 16, 2005, Lionel S. Sobel “Copyright Liability for the Actions of Others, after Grokster: Some Thoughts and an Algorithm” Entertainment Law Reporter August, 2005がある。なお、奥邨助教授からは貴重なご示唆をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

また、本稿における見解は、筆者の個人的なものであり、所属事務所その他の団体等の見解を反映するものではない。

(原稿受領日 2005年8月23日)